



中国共産党第19期中央委員会第5回全体会議が閉幕 ～第14次五ヵ年計画の草案が可決～



中国共産党第19期中央委員会第5回全体会議(以下、「五中全会」という)が10月26～29日に開催され、「国民経済・社会発展第14次五ヵ年計画と2035年までの長期目標の策定に関する党中央の提議」が審議・可決された。

本会議では、小康社会(ややゆとりのある社会)を全面的に完成させ、それをベースに現代化建設への新たな道を切り開くとし、目標を2つの15年(2021～2035年と2036～2050年)に分け現代化を実現する方針を打ち出した。

第1段階の2020～2035年に社会主義現代化を基本的に実現させ、第2段階の2035～2050年に中国を富強・民主・文明・調和を備えた美しい社会主義

現代化強国を築き上げるとした。

2035年までの目標

2035年までの目標を下記に要約する。

- ・中国の経済力、科学技術力、総合国力を飛躍的に高め、経済規模と都市・農村住民の1人当たり所得を押し上げ、主要技術及びコア技術でブレークスルーを実現し、イノベーション型国家の先頭集団入りを果たす。
- ・1人当たりGDPで中等先進国のレベルに達し、中所得層を拡大させ、基本的な公共サービスの均等化を実現し、都市部と農村部の発展格差と住民間の生活レベルの格差を縮める。

目次

中国共産党第19期中央委員会第5回全体会議が閉幕 ～第14次五ヵ年計画の草案が可決～	1
RCEP協定 15 カ国が署名	3
【中国実務セミナー】新型コロナウイルス発生後の中国ビジネス	4
【共催セミナー】中国税関規制の最新動向と外資系企業としての対策	5
【部会活動】中国投資企業部会後援 中国セミナーを開催	6
新入会員の承認	6
李文斌副総領事が着任	7
12月以降の行事案内	7

東海日中貿易センター新年賀詞交歓会中止のご案内	7
第15回名古屋中国春節祭開催変更	7
【啓事】「雇用シェア」が合法的に実施できることに!	8
滄州デスクNEWS	11
蕭山デスクNEWS	11
常州デスクNEWS	12
揚州デスクNEWS	12
江門デスクNEWS	13
中国短信	14
中国経済データ	16

- ・新しいタイプの工業化、情報化、都市化、農業の現代化を基本的に実現し、現代化経済システムを完成させる。
- ・国家ガバナンスのシステムと能力の現代化を基本的に実現し、人民が平等に参加し、平等に発展する権利を保障し、法治国家、法治政府、法治社会を基本的に完成させる。
- ・文明強国、教育強国、人材強国、スポーツ強国、健康中国を完成させ、国民の素養と社会の文明のレベルを新たな高みに押し上げ、国家の文化力と文化的な存在感を高める。
- ・生産・生活のエコスタイルを広範に形成し、CO₂を着実に減少させることで生態環境を好転させ、美しい中国の建設という目標を基本的に達成する。
- ・対外開放の新構造を形成し、国際経済協力・競争への参加における新たな優位性を強化する。
- ・「安全な中国」の建設においてより高い水準に達し、国防と軍隊の現代化を基本的に実現する。
- ・人民の生活を更に向上させ、人の全面的発展、人民全体の共同富裕化において一層明らかな具体的進展を得る。

第14次五ヵ年計画期間の主要目標

第14次五ヵ年計画の主要目標を下記に要約する。

- ・質と効率を高めた上で、経済の持続的で健全な発展を実現し、成長の潜在力を発揮し、国内市場を強化し、経済構造を更に最適化し、イノベーション能力を高め、産業の基礎の高度化、産業チェーンの現代化のレベルを高め、農業基盤を固め、都市部と農村部の発展の調和性を高め、現代化経済システムの建設において大きな進展を得る。
- ・社会主義市場経済体制を更に整備し、ハイレベルの市場システムを基本的に完成させ、市場主体が更に活力に溢れるようにし、知的財産権制度改革と市場ベースの要素配分改革において重要な進展を遂げ、公正な競争の行われる制度を一段と整え、より高いレベルで開放型経済の新体制を基本的に形成する。
- ・社会主義の核心的価値観を人民に深く浸透させ、人民の思想・道徳的素養、科学・文化的素養、心身の健康の素養を高め、公共文化サービスと文化産業のシステムを更に整え、人民の文化生活を豊かなものにし、中華文化の影響力を更に高め、中

華民族の団結力を更に強化する。

- ・国土空間の開発と保護のあり方を最適化し、生産・生活スタイルのエコモデルへの転換において成果を上げ、エネルギーと資源の配分をより合理的なものにし、利用効率を大幅に高め、主要汚染物質の総排出量の軽減・生態環境の改善を継続させ、環境保護を一層強化し、都市・農村部の居住環境を著しく改善する。
- ・質の高い雇用を実現し、住民所得が経済成長と足並みを合わせて増加するようにし、分配構造を改善し、基本的公共サービスの均等化レベルを高め、国民全体の教育レベルを高め、多層的な社会保障システムを整え、衛生・健康システムをより完全なものにし、貧困脱却の成果を拡大し、農村振興戦略を全面的に推し進める。
- ・社会主義民主法治を更に整え、社会的公平・正義をはっきりと示し、国の行政システムをより完全なものにし、政府の役割をより良く発揮し、行政の効率と信頼性を高め、社会ガバナンス、特に基盤となるガバナンスのレベルを高め、重大なリスクを防止・解消する体制とメカニズムを整え、突発的な公共的問題への緊急対処能力を強化し、自然災害への対応レベルを高め、安全保障を一段と発展させ、国防と軍隊の現代化において大きな一歩を踏み出す。

まとめ

11月3日、五中全会で可決された提議が15パートの60条(2万字)からなる文書で発表され、「1つの新目標」「2つの重大事」「3つの新」「4つの全面」「5つの新発展理念」「6つの発展目標」が記された。うち、「6つの発展目標」として、第14次五ヵ年計画期間中に、「経済発展」「改革開放」「社会文明」「生態文明」「民生福祉」「国家管理」の6分野を重点的に発展させるという指針を示した。

提議ではGDPの目標値など具体的な数値の設定がされず、来年3月に開催予定の全国人民代表大会で数値目標を発表する見通しとなる。

尚、五中全会で習近平国家主席の後継を示唆する重要人事が発表されるとの観測が一部にあったが、人事発表がなかったことから、2022年秋に開催見込みの第20回党大会では、習近平氏が最高指導者として続投する可能性が高くなった。

RCEP協定 15カ国が署名 ~日中韓としては初のEPA~

メガEPAの誕生 世界貿易総額の約3割をカバー

RCEP（地域的な包括的経済連携）の首脳会議が11月15日に開かれ、交渉対象国のうちインドを除く15カ国（日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、ASEAN10カ国）によって署名された。唯一署名に至らなかったインドに対しては、早期復帰が可能な特別措置を設定した。

2012年11月、カンボジアのプノンペンにおいてRCEP交渉の立上げが宣言され、2017年以降は毎年首脳会議を開くなど最終調整局面に入っていたが、遂に署名に漕ぎつけた。

RCEP の経緯

年月	内容
12.11	RCEP交渉立上を宣言(於カンボジア)
13.05	第1回RCEP交渉会合(於ブルネイ)
17.11	第1回RCEP首脳会議(於フィリピン)
18.11	第2回RCEP首脳会議(於シンガポール)
19.11	第3回RCEP首脳会議(於タイ)
20.06	第10回中間閣僚会合
20.07	第31回首席交渉官会合
20.08	第8回閣僚会合
20.11	RCEP首脳会議(オンライン)で15カ国署名

RCEPは、世界の貿易総額の約3割を占める大型の経済連携協定(EPA)で、協定が発効されれば参加国間の関税引き下げ、知的財産権の保護、通関手続きの簡素化が実現され、当該地域への輸出企業にとっては追い風となる。今後、参加国の自国手続きが完了した時点でRCEP協定が発効される。

中国、EV素材の撤廃は16年目に設定

RCEPの発効により、中国が日本から輸入する際の無税品目の割合が現行の8%から最終的に86%に上昇する。うち自動車部品では約87%の品目が関税撤廃となる見通し。現行で中国の輸入関税が低い品目ほど撤廃時期が早く、高関税品目には自国産業を守る意図などで撤廃期間を長く設定する傾向が見られる。

また、日本の主要輸出品である中大型車の一部等については、中国が自主的に引き下げた関税(25%

→15%)を再び引き上げないよう協定で取り決めた。

一方、日本が中国から輸入する工業製品の関税撤廃率は最終的に86%に上昇し、化学工業製品や繊維・繊維製品などで関税を即時撤廃する。また農林水産品では関税撤廃率が最終的に56%になる見込みで、重要5品目(米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物)については関税の削減・撤廃対象から除外となり、他にも鶏肉調製品や野菜等(たまねぎ、ねぎ、にんじん、しいたけ、冷凍さといも、冷凍ブロッコリー、うなぎ調製品等)が関税削減・撤廃の対象外となる。

中国が撤廃する輸入関税の品目

撤廃時期	譲許内容	ベースレート
即時	エンジンポンプの一部、エレベーター等の部分品、鉄道車両の台車、ゴム紐、レーヨン、縫糸(綿)、プラスチック押出造粒機	3～5%
即時または11年目	トラクター(無限軌道式)、抗生物質	4～6%
11年目	ブルドーザー、洗濯機・エアコンの一部	7～15%
11年目または16年目	エンジン部品のほとんど	2～8.4%
16年目	電気自動車用リチウムイオン蓄電池の電極・素材の一部、自動車用強化ガラス	6～10%
16年目または21年目	電気自動車用モーターの一部	10～12%
21年目	醤油、日本酒	40%

日中韓としては初のEPA

日本にとって、中国と韓国の2カ国とは初の通商協定となる。ASEAN10カ国とは2010年にEPAを発効しオーストラリアとニュージーランド間でも2018年12月にTPPを発効しているのに対し、中韓に向けては新たな市場開放を行うことになる。本協定で中国・韓国から当該農産物の輸入増加が予想されるが、自国の食料自給率を守るべく政府の対応も注目されている。

新型コロナウイルス発生後の 中国ビジネス

10月14日、金藤力・弁護士法人キャストグローバル大阪事務所代表・弁護士・中小企業診断士(右写真)を講師に招き、標記セミナーをオンラインで開催した。



本セミナーでは新型コロナウイルス発生後の中国ビジネスについて、中国政府が実施してきた各種政策を振り返り、ビジネスの現場に与える影響について語られた。

講義は4つのパートから構成され、最初のパートでは、日本と中国の新型コロナウイルス感染症対応について比較した。

中国のコロナ対応の特徴として、人口が日本の10倍と多く、個人の自粛などで管理することが難しいことを挙げ、中国では禁止する時は強く禁止し、一方で奨励する時は強く奨励し、飴と鞭を使い分けた政策を実施しているとの見解が示された。強く禁止する具体的な例として、中国で実施された防疫対策や経済対策等の事例を挙げ、マスクや消毒液等の感染予防品の中国国内流通における、価格吊り上げ、在庫確保などの違法行為に対する取り締まりや、過大広告や虚偽広告等を取り上げ、実際の処罰事例を紹介し、一罰百戒の手法が採られていると説明があった。

強く奨励する一例としては、感染拡大で落ち込んだ経済を立て直すための国や地方の各種優遇政策や経済対策について紹介し、その中でも現地企業が受けられる比較的大きな優遇政策として、中小零細企業に対する社会保険料の企業負担分の免除政策を挙げ、日本では大企業に分類される会社でも、その中国子会社には日本の税制上でいう「みなし大企業」が適用されないことから、中小企業に該当する中国子

会社は相当数あり、同政策を享受することができ、人件費を削減できるため、自社の拠点を確認してもらいたいと助言があった。

他にも日系企業が享受できる政策の一例として、輸出商品の国内販売転換の支援策を挙げ、品質管理を徹底している日系企業は同政策のメリットを享受しやすいと解説した。

また中国に現地法人を持っていない場合でも、取引先がコロナ関連の優遇策を受けている可能性があるため、価格交渉において補助金をきちんと享受しているかを確認することで自社に有利な交渉を引き出せる可能性があると言われた。

第2パートでは中国の裁判所がコロナ禍においてどのような動きをしてきたかに焦点を当て、感染拡大防止に必要な企業の活動を最大限に支援する事例を紹介した。最高人民法院が企業の操業再開を支援するため、財産差し押さえになっている企業や信用喪失非執行人名簿に掲載されている企業が、感染防止に必要な製品や原材料を生産しているとの理由で差押えが解除されたり、信用喪失非執行人名簿から除外した事例が挙げられた。講師からは中国の裁判所は日本の裁判所と異なり、何が社会全体にとって有益であるかを基準に動いていると説明があり、日系企業も中国で裁判を起こす際には中国の裁判所の性質を知った上で、実際に訴えるかどうかを考える必要があるとした。

第3パートではヒトの移動をめぐる規制の緩和について、中国国内での健康コードを活用した移動制限の実態と日本から中国に渡航する際の制限について解説した。また中国国内の都市化の方向性についても触れ、今後も中国では都市化が進み、住宅や設備などを新設する余地があり、更なる需要が生まれると述べた。

本セミナーは18名の申込があり、当日は16名が受講した。

中国税関規制の最新動向と 外資系企業としての対策

10月29日、劉新宇・北京市金杜法律事務所パートナー弁護士を講師に招き、標記セミナーをオンラインで開催した。

講師は冒頭、コロナ禍にあっても中国の輸出入はほぼ正常化してきており、コロナの税収不足により税関が関税徴収の強化を図っているという事実はないとする一方、コロナが流行する以前より中国国内では通関申告の電子化によって表面化してこなかった問題が露呈してきていると指摘。

例えば2017年7月より中国では「全国通関一体化」が実施されたことで、貨物の輸入地や輸出地に関係なく中国のどこからでも通関申告が可能となり、利便性が高まっている。反面、通関申告のデータが税関に一元的に管理されるようになり、同じ貨物の輸入通関申告が複数拠点で行われ、HSコードと関税の適用税率が一致していない場合、データ統合前であれば許容されていても、統合後は是正されるケースが増えているという。複数の拠点で同じ貨物を輸入している場合は総点検するよう促された。

輸入貨物のHSコード適用の解釈については、税関との間でトラブルになりやすいが、輸入前に「事前裁定制度」を活用し、税関から法的効力を有する「事前裁定決定書」を取得しておくことで、解釈の齟齬によって生じるトラブルを回避できるとの助言があった。

日本の親会社から部品や資材を輸入し、かつ技術支援を受け、技術支援の内容が輸入品と直接関係している場合、技術支援の対価(ロイヤリティ)を輸入価格に加算するよう求められる。特に現行の通関申告書には「特殊関係」(関連会社からの取



劉講師

引)の有無、ロイヤリティの有無が必須記載になっているため、輸入関税の申告漏れを回避すべく、申告の担当者や通関業者に任せきりではなく、現法経営者や日本本社も申告内容をしっかりと把握してくべきだと指摘があった。

税関調査では輸入価格が適正であるか調査され、税関側からは輸入価格が相場よりも不当に低くされて輸入関税の過少申告がないかが重視される反面、中国国家税務局による移転価格税制の税務調査では輸入価格が相場よりも不当に高くされ中国子会社の利益が日本親会社に移転されていないかが重視され、税関と税務局それぞれの論点・重点が相反するため、中国現法としてはその板挟みに陥りやすく、税関と税務局それぞれの言い分に反論・反証できるような体制づくりを、日本本社としても取り組んでいく必要性が訴えられた。

輸入関税の申告漏れがあった場合、日本では追徴、罰金の支払いのみで済むケースが多いが、中国では刑事罰が適用されるケースという。その場合、中国税関の企業格付けで最低の「信用喪失企業」に認定され、加工貿易の輸入で保証金の差し出しが必要になり、資金繰りが悪化してしまい、実際に清算に至った日系企業もあったと事例紹介があった。

米中貿易摩擦で中国側による米国への対抗措置として「中国輸出管制法」が10月17日に公布され12月1日から施行されたばかりだが、公布時点の内容をそのまま適用した場合、極論として前置きした上で「中国国内にある日系企業の研究開発拠点で中国籍社員が開発した技術と同じ拠点の日本籍社員に開示した場合、『輸出』とみなされ同法が適用される」余地があり、実施細則など今後との動向を注視していく必要があると注意が促された。

セミナーは当センターと日本国際貿易促進協会京都総局との共催で、両団体より72名が受講した。

中国投資企業部会後援 中国セミナーを開催

10月30日、日中平和観光(株)主催、東海日中貿易センター・中国投資企業部会後援で、「日中間往来の最新事情とビザの手続きについて」と題した中国セミナーをオンライン方式にて開催した。

冒頭、日中平和観光(株)の荻原季之 取締役 統括副本部長兼名古屋支店長が「少しずつではあるが各国の経済活動が再開され始め、既にシンガポール、ベトナム、韓国はPCR検査が陰性であれば、入国時14日間の隔離が解除されており、中国でも近々同様の動きが取られる見通しにある。現在中国への渡航はビザ取得が義務付けられており、入国後、宿泊や移動にもさまざまな制約がある中で、情報共有の場としてご活用いただければ幸い」と述べた。

続いて、中国駐名古屋総領事館の孫志勇副総領事が「新型コロナウイルスの影響で日中往来が寸断され大きなダメージを受けた。日中間のファーストトラックについては、今年3月に両国の外交担当部門による意見交換があり、7月の両国外相電話会議、先月の両国首脳による初の電話会談でも同件が話題に上り、人的交流の拡大、新時代に相応しい日中関係の構築に努めることで一致している状況だ。現在両国の関係部署がビジネストラック、レジデンストラックなどについて手続きや必要書類について詰めの調整をしていると聞いており、早い時期に停滞している人的往来が拡大していくものと確信している」と述べた。

続いて、日中平和観光(株)代理店課長の池田朋憲氏



池田氏

によって、新型コロナウイルスによる入国規制下における中国ビザの現状について解説がされた。

駐在員が中国に戻る或いは新規駐在員の中国ビザ取得に関して、現状では「Mビザ」と「Zビザ」のいずれも必要書類の提示によって取得が可能であるが、Zビザは入国後30日以内に居留許可取得の必要があり、入国後の隔離日数も滞在日数に含まれるため、残りの日数で居留許可が取れるかどうか事前に現地当局で確認をすることを注意点として指摘するなど、出発前後のトラブル事例を挙げて解説がされた。

また情報が少ない中国入国後の流れについても、PCR検査から14日間の隔離状況、隔離後の中国国内の移動について一連の流れを解説した。

セミナーには約400名が受講し、うち東海日中貿易センターからは中国投資企業部会の菅幸彦部会長(東洋電機(株)執行役員・機器事業部長)等82名が受講した。

会務報告

新入会員の承認

書面議決による臨時理事会を開催した結果、11月12日(木)に理事会の承認があったものとみなされ、下記1社の入会が承認された。

会社名：株式会社三国堂 代表取締役：陳虹宇 経営内容：日用品の卸売り

季文斌副総領事が着任

11月2日(火)、中華人民共和国駐名古屋総領事館に季文斌新副総領事が着任した。

それに伴い、孫志勇・副総領事が11月19日限りで退任となった。孫志勇氏は帰任後、外交部に戻る。

季文斌副総領事の略歴は以下の通り。

【季文斌 副総領事の略歴】

1989年7月 北京外国語大学卒業



季副総領事

- 1989年8月 中国北京外交人員服務局職員
- 1998年4月 中国駐日本大使館三等書記官、二等書記官
- 2002年5月 中国北京外交人員服務局通訳
- 2003年6月 中国外交部領事局二等書記官、一等書記官、副処長
- 2009年5月 中国外交部サービスセンター副総経理
- 2014年7月 中国駐新潟総領事館副総領事
- 2018年4月 中国外交部領事局参事官
- 2020年10月 中国駐名古屋総領事館副総領事

12月以降の行事案内

主催セミナー

【中国再編・撤退の実務～事業縮小・持分譲渡・解散・清算の事例及びアプローチ～】

日時：12月4日(金)15:00～17:00

会場：オンライン開催

講師：日上正之 株式会社アウトバウンド・マネジメント 代表取締役弁護士・中小企業診断士

後援行事

2020浙江省輸出商品(大阪)交易会／大阪国際ライフスタイルショー

日時：12月15日(火)～17日(木)

会場：インテックス大阪2号館半館

主催：浙江省商務庁

東海日中貿易センター新年賀詞交歓会中止のご案内

例年1月に開催しております新年賀詞交歓会は、新型コロナウイルスの感染の状況を鑑み、誠に残念ながら2021年の開催を中止させて頂く事となりました。何卒ご理解の程、宜しくお願い申し上げます。

第15回名古屋中国春節祭開催変更

2021年1月9日(土)～11日(月祝)に、名古屋市久屋広場で開催予定の標記イベントが新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、例年通り開催することが難しいと判断され、1月9日(土)に会場を変更し、招待者のみが参加する形式に変更となりました。このイベントの様子は、名古屋中国春節祭公式HPで後日配信される予定。

「雇用シェア」が 合法的に実施できることに!

キャストグローバルコンサルティング(上海)有限公司
法律顧問 李 淑 芹

2020年9月30日、人的資源社会保障部弁公庁より「雇用シェアにかかる指導及びサービスを適切に行うことに関する通知」【人社庁発(2020)98号】(以下「通知」といいます。)が發布されています。

今年の新型コロナウイルス流行期間において、雇用シェア(外食産業の従業員を一時的に生鮮食品のデリバリー要員として受け入れから始まり、生産メーカーでの雇用シェアにまで広がった)は、公衆に知られるところとなり、特殊な時期における企業間での「相互協力」の雇用モデルとなりました。しかしながら、新型コロナウイルス流行期間における雇用シェアは法的整備がないまま経済実態が先行する形で開始されたため、このような雇用シェアが労務派遣の違法な実施にあたるか否か、労働関係の帰属、賃金はどのように支払うか、労働災害保険の責任はどのように処理するか等の多くの問題は、いずれも懸案事項となっていました。

今回の通知の發布により、これらの問題が明確化され、雇用シェアがグレーゾーンから適法な雇用モデルへと変わり、従業員余剰の企業と労働者不足の企業との間での雇用シェア提携の実施に方向性が示され、企業は、雇用シェアが労務派遣の違法な実施であると認定されることを懸念する必要がなくなりました。

通知の發布前は、例えば関連会社で従業員の余剰があってもその余剰人員を他社へ派遣することについて、労務派遣を違法に実施していると認定され、行政処罰を受けるリスクがあることから従

業員の派遣を行う企業は少なかったと思われませんが、通知の發布後は、余剰人員を抱える企業と労働者不足の企業にとっては、この通知に基づく雇用シェアを行う場合、法的リスクを懸念する必要はなくなるため、企業にとっては今後の従業員活用を考えるうえにおいて有益な通知であるといえます。

以下では、通知の主たる内容について簡単に紹介します。

一、企業間で雇用シェアを展開して雇用の余剰・不足の調整協力をすることができるか否かに関し、通知では、各級の人的資源社会保障部門が、企業間で雇用シェアを展開され、職位安定化の負担が大きく、及び生産経営にあたり雇用の変動が大きいという問題が解決されることを支持する必要があることを明確にただけでなく、更に、生産経営が一時的に困難であり、職位安定化の意思が強い企業及び構造調整又はモデルチェンジ・グレードアップにより長期間業務停止・生産停止している企業を重点的に注視し、当該企業が産業の発展方向が一致し、かつ、短期内の求人量が大きい企業と雇用シェアを展開するよう誘導するよう要求し、かつ、雇用シェアを通じて従業員チームを安定させる企業に対しては、社会保険料の段階的減免、職位安定返還等の政策について、規定に従い継続して実施することができることを明確にしま

した。

二、雇用シェアにかかる企業間の権利義務関係について、通知では、双方が提携合意において、調整する労働者の数、時間、勤務場所、業務内容、休息、労働保護条件、労働報酬標準並びに支払日及び方式、食事・宿泊の手配、労働者の返還が可能な事由、労働者に労働災害が発生した後の責任区分及び補償方法並びに交通等の費用の決済等を約定することができることを明確にしました。これにより、提携当事者双方の権利義務関係が明瞭・明確化され、雇用シェアを展開する中での矛盾・リスクを防ぐための基礎が固められました。

三、雇用シェアの手続について、通知では、労働者の意思及び知る権利を十分に尊重する必要があると強調されています。具体的には、次のとおりです。

- (1)労働者余剰の企業(原企業)が労働者を労働者不足の企業での勤務に配置する前に労働者の意見を求め、労働者と協議により合意すること。
- (2)労働者不足の企業が労働者に業務内容、勤務条件、勤務場所、職業危害、安全生産状況、労働報酬、企業の規則制度及び労働者が理解する必要のあるその他の状況をありのままに告知すること。

また、労働者の権益等を保障するため、通知では、更に、雇用シェアの期間は労働者と原企業とが締結した労働契約の残余の期間を超えないものとし、当該単位において勤務する被派遣労働者を雇用シェアの名目により他の単位の勤務に配置してはならないことも要求されています。

四、雇用シェアにおける労働関係の所属について、通知では、原企業が労働者と協議により合意し、労働者を労働者不足の企業の勤務に配置するにあたっては、原企業と労働者との間の労働関係を変更しないことを明確にしています。労働者の権益を保護するため、原企業と労働者とは労働契約を協議により変更し、労働者の新たな勤務場所、勤務職位、勤務時間、休息休暇、労働報酬、労働条件及び労働者不足の企業における勤務期間にお

いて労働者不足の企業が法により制定する規則制度を労働者が遵守すべきであること等を明確にしなければなりません。

五、雇用シェア期間の労働者の権益保護について、通知では、次のとおり明確にしています。

- (1)労働者不足の企業は、労働者の勤務時間及び勤務任務を合理的に手配し、労働者の休息休暇の権利を保障し、国の定める労働安全衛生条件に適合した必要な労働防護用品を提供し、遅滞なく労働者の労働報酬を原企業と決済する。
- (2)原企業は、期日どおり満額により労働者の労働報酬を支払い、及び労働者のため社会保険料を納付することとし、労働者の労働報酬の上前をはねてはならず、また、いかなる名目によってもその中から費用を収受してはならない。
- (3)原企業は、労働者不足の企業における労働者の勤務状況及び関係する要求を追跡して理解し、遅滞なく労働者を援助して業務中の困難及び問題を解決する。
- (4)労働者不足の企業での勤務期間に労働者に労働災害事故が発生した場合には、「労働災害保険条例」第43条第3項の規定に従い、原企業が労働災害保険責任を引き受けるものとし、補償方法については、労働者不足の企業と約定することができる。

六、雇用シェアにおける労働者の勤務の自主権の保障について、通知では、次のとおり明確にしています。

- (1)労働者不足の企業が約定どおりに労働者の権益の保護にかかる義務を履行していない場合には、労働者は原企業に戻ることができ、原企業はこれを拒絶してはならない。
- (2)労働者は、労働者不足の企業の業務に適応しない場合には、原企業及び労働者不足の企業と協議して原企業に戻ることができる。
- (3)雇用シェアの提携期間が満了すれば、労働者は原企業に戻らなければならない、原企業は遅滞なく配置を受け入れなければならない。労働者不足の企業が必要とし、労働者が労働者

不足の企業における勤務を継続する意思を有し、かつ、原企業の同意を経た場合には、原企業と法により労働契約を変更しなければならず、原企業と労働者不足の企業とは、提携合意を更新する。原企業が同意しない場合には、労働者は、原企業に戻り、又は法により原企業と労働契約を解除しなければならない。労働者は、原企業に戻らず、又は労働契約を違法に解除して原企業に損害をもたらした場合には、法により賠償責任を引き受けなければならない。

労働者不足の企業の雇用の自主権について、通知では、労働者が労働者不足の企業の規則制度に重大に違反し、業務に堪えることができず、及び提携合意において約定した労働者の返還が可能な事由に適合する場合には、労働者不足の企業は労働者を原企業に返還することができることを明確にしています。これと同時に、通知では、労働者不足の企業は、なお原企業と労働契約を解除しておらず、又は終了していない労働者を募集採用し、原企業に損害をもたらした場合には、連帯賠償責任を引き受けなければならないことも規定しています。

七、雇用シェアについての人的資源社会保障部門の就業サービスをどのように強化するかについて、通知では、次の旨を要求しています。

- (1) 企業間の雇用シェアにかかる職位需給情報を公共就業サービスの範囲に組み入れ、企業の労働者不足及び労働者余剰の情報を遅滞なく理解し、雇用の余剰・不足がある企業のため需給情報を無償で発表し、需要に従い特別マッチング活動を組織する。
- (2) 雇用シェア情報マッチングプラットフォームを構築し、需要を有する企業を援助して精確かつ高効率に人的資源をマッチングさせる。
- (3) 職業研修サービスを強化する。雇用シェアを展開する労働者に対し職位就任前研修又は職位転換研修をする必要がある場合には、規定に従い技能向上研修の範囲に組み入れることができる。雇用シェアを展開する企業及び労働者に対し、労働雇用にかかる法律政策コン

サルティングサービスを無償で提供し、雇用のリスクを有効に防御する。

八、労働紛争の処理及び違法行為の調査処理について、通知では、次の旨を要求しています。

- (1) 各級の人的資源社会保障部門は、雇用シェアを展開する企業が内部労働紛争協議解決メカニズムを確立して健全化し、労働者と法により自主的に協議して労働紛争を解消するよう指導する必要がある。
- (2) 雇用シェアにかかわる労働紛争の処理を強化し、調停の程度を強め、仲裁事件処理方式を革新し、調停・仲裁・裁判の連携を適切に行い、雇用シェアにより引き起こされた労働紛争事件を遅滞なく処理する。
- (3) 通報・苦情申立てのチャンネルをより一層整備し、労働保障監察の法律執行の程度を強め、雇用シェアにおいて労働者の適法な権益を侵害する行為を遅滞なく調査処理する必要がある。雇用シェアの名目により労務派遣を違法に展開し、及び労務派遣に関する規定を回避する者に対しては、法により相応する法律責任を追及する。

<執筆者プロフィール>

キャストグローバルコンサルティング(上海)有限公司

法律顧問 李淑芹

略歴

1984年7月東北師範大学政法学院卒業、1994年5月から1年の実習弁護士を経て1995年6月弁護士として独立業務執行開始。

弁護士登録後は大学講師をしながら主として刑事弁護、債権回収訴訟代理、不動産業務に約4年間従事した経験をもとに、2001年大阪市立大学法学院民法修士学位取得、日本国村尾龍雄法律事務所研修を経て、専職弁護士として労務(上海市律師協会労働法業務研究委員会メンバー・グループ長)、M&A、会社清算、不動産、民商事仲裁訴訟など日本企業中国進出業務を主として取り扱っている。





宇宙科学技術分野の商談会を開催

9月27日、滄州にて宇宙科学技術成果の実用化における産業商談会(中国名:2020中国(滄州)航天科技成果转化産業对接会)が開催され、航天科技集団、航天科工集団傘下の研究所、宇宙ビジネス企業、及び京津冀(北京・天津・河北)エリアの企業200社余りが参加した。



本会の開催により、宇宙科学技術と地方経済の融合発展及び宇宙科学技術成果の実用化を促し、且つ

滄州市企業のモデルチェンジ・イノベーション力の向上に繋がることが期待される。

第8回タオバオ村・ハイレベルフォーラムを開催

9月25～27日、第8回タオバオ村・ハイレベルフォーラムが滄州市肅寧県で開催された。本会は2013年の第1回から毎年開催されており、農村EC分野では最も規模の大きなフォーラムとなっている。本会には国内にあるタオバオ村(鎮)の代表者、国内外の専門学者、EC業界の先駆者などが集い、村の振興について議論が交わされた。

アリババのECサイト「タオバオ」を利用し、ネット販売する事業者が集中している農村(且つEC売上高等で一定の条件を満たす農村)をアリババサイドで「タオバオ村」に認定している。

近年、タオバオ村でもライブコマースによる販売などで売り上げが伸び、2020年6月までに認定されたタオバオ村は5,425件まで拡大している。



明電舎 第1工場の竣工式典を行う

明電舎(杭州)駆動技術有限公司の第1工場竣工式典が10月15日、蕭山経済技術開発区内で行われた。新工場は着工から竣工までわずか7ヵ月という速さであった。竣工式には、日本本社から三井田健代表取締役社長がオンラインで挨拶し、「弊



明電舎・新工場の竣工式典

社のEV関連部品における海外の製造拠点は蕭山が初となる。同区は基礎インフラ、投資環境が完備さ

れ、政府のサポートも充実しており、コロナ禍の中でも迅速に工場の竣工に漕ぎつけることができた」と述べた。

明電舎は、2005年に同区で明電舎(杭州)電気システム有限公司を設立し、エレベータ用モータなどを製造しているが、新会社では新たに3.4億元を出資し、EV・PHEV用モータ・インバータ等の製造・販売を行う。

中国輸入博 長竜航空がCFMと6億ドルの契約締結

第3回中国国際輸入博覧会の会期中、蕭山に拠点を置く中堅航空会社の浙江長竜航空有限公司(以下「長竜航空」という)がCFMインターナショナル(アメリカのGEアビエーションとフランスのサフラン・エアクラフト・エンジンスによる合弁会社)とLEAP-1 A型エンジン4基の発注及び長竜航空が新たに調達する航空機A320neo/A321neo計19基におけるメンテナンス契約を締結した。契約額は6億3,600万ドルに上る。



中国輸入博 常州三菱電機が出展

11月5～10日の6日間に亘り上海で第3回中国輸入博覧会が開催され、三菱電機(中国)有限公司が技術装備展区に出展し、常州三菱電機士林電装品有限公司も同社製品の展示を同時に行った。

常州三菱電機士林電装品有限公司は中国自動車市場の発展に伴い、2002年7月5日に三菱電機と台湾企業・士林電機による合弁で設立され、主に自動車発電機と駆動モータを生産販売している。登録資本金555万ドル、総投資額3,419万ドルで、顧客には東風日産、上海汽車GM、広州本田、広州汽車、長安フォード、長安マツダ等がある。

2019年の売上高は約8億元に上り、2020年はコロナウイルスの影響を受けたが、常州市と常州高新区の支援などを受け、常州市内の生産企業では最速となる2月中旬からの生産再開となった。1～9月までの売上高は約6.6億元を達成し、前年同期比で約25%増の見込みとなっている。

上海2020ものづくり商談会 常州高新区が出展

製造業ビジネスマッチングの場を提供するFBC(ファクトリーネットワークチャイナ)は、有力地方

銀行と地方自治体の共催で、11月3～6日の4日間に亘って「FBC上海2020ものづくり商談会」を開催した。



常州高新区も出展

商談会には、三菱、キャノン、帝人、コニカミノルタなど製造業関連153社が出展し、工場自動化、デジタル化管理、精密加工技術、環境保護新素材などの分野における製品・技術の展示がされた。

4日間で延べ2万7,000人が来場し、マッチング件数は1万400件に達し、成約高は9797.8万元と前回の倍近くに上った。

常州高新区は今回もブースを構え(写真)、上海、無錫、杭州、大連などから参加した企業などの問い合わせに対応するなどし、情報収集を行った。



揚州港六壩港区 大型クレーンを6基新增

揚州港六壩港区の3号バースに6基の大型クレーンが設置された。いずれも迪皮埃風電叶片揚州有限公司(米国・TPI)が製造する風力発電用プロペラを船に積み込むための設備として用いられる。うち、2基は揚州港の運営主体である揚州港務集団が6,000万元余りをかけて導入したもの。

迪皮埃風電叶片揚州有限公司は、2018年に揚州経済技術開発区に進出した。同社が製造する風力発電用プロペラを揚州港から輸送する際、荷役作業が捗るように3.1億元を投資して港湾・ターミナルの整

備やクレーンの設置を行った。



風力発電用プロペラの荷役作業(六壩港区)

同社の進出により、現在多くの風力発電関連設備企業が同港の視察に訪れ、現地の進出について検討がされている。

ビジネス環境の改善で許認可申請が異例の速さに

揚州市経済技術開発区は、プロジェクト申請時の代行スタッフ制度及びカスタマイズプランによるサービスを導入した。これにより行政許認可改革の深化、プロジェクト誘致の効率アップ、ビジネス環境の整備に繋がるものと期待される。

同制度の導入で、プロジェクトの始動から開発区側が専属業務スタッフをつけ、誘致商談から全ての過程においてフォローし、プロジェクト期間中、必要な許認可書類のリストアップ、高効率の許認可申請プロセスを指導し、資料の事前準備や予備審査などによって、許認可審査を一回でクリアする体制を

確保した。

事例として、サンゴバン(各種建築材料や高機能材料を製造する多国籍企業・本社フランス)の新素材を取り扱うプロジェクト申請では、審査スタッフが事前介入し、関連資料を準備するなどプロジェクトの許認可申請を代行したことで、30日営業日以内に許認可が下りる結果となった。

また開発区はサービスの質を向上させるため独自の基準を制定した。開発区において一般的な投資プロジェクトの許認可所要日数は最長で50日営業日を超えないものとする定めで、これは市内にある他エリアの日数よりも3分の1短縮となっている。

江門デスクNEWS(広東省) レポーター:崖門新財富環保産業園 招商サービスセンター 劉岩



銀湖湾濱海新区の建設を加速

江門新会区の東南部にある銀湖湾濱海新区(以下、「新区」という)の建設が急ピッチで進められている。

2019年2月18日に「広東・香港・マカオグレーターベイエリア(粵港澳大湾区)発展計画概要」が発表され、江門銀湖湾の沿岸地域の開発を加速させる内容が盛り込まれたことによる。新区は、江門市の中心から35キロ離れた河口湾エリアで、水路で香港まで86キロ、マカオまで47キロ、港珠澳大橋(広東省珠海市と香港・マカオを結ぶ海上橋)まで62キロと地理的な優位性があり、香港・マカオを結ぶ海上の発着エリアとして発展が期待されている。



建設が進む銀湖湾濱海新区

新区は、国際的な省エネ・環境保護産業の集中エリアの形成と、香港・マカオ住民並びに世界中の華人向けの投資、起業、イノベーションプラット

フォームを形成する役割を担っている。

新区は1つの中核エリアと「粵澳(江門)産業合作示範区」、「珠西新材料集聚区」、「沙堆金門工業園区」からなる3つの工業団地の建設が予定されており、分野別に産業の集積が進められる。

江門市 博士導入育成プロジェクトの募集始まる

江門市は「博士(修士)導入育成プロジェクト」を2020年も実施し、100名の博士・修士号取得者を対象に、政府関係の職員として募集採用すると発表した。

江門市は、製造・交通・経済・文化など各方面で質の高い都市づくりを目指しており、各分野において資質がある管理職候補人材を育成する為、2017年から中国全土に先駆けて同プロジェクトによる高度人材の導入・育成が実施されている。

募集対象は35歳以下の博士号取得者及び30歳以下の修士号取得者で、採用者の給与待遇は博士が年収24万元超、修士が20万元超と厚遇され、更に福利厚生でも優遇が与えられる。

採用者は、それぞれの専門性・特殊性を考慮したうえで江門市党・政府機関、公的機関、江門市傘下の国有企業、工業園区、重要なプラットホームなどに配属される。

募集は11月13日までで、2021年の春節前に採用者が発表される予定である。

〈中国短信〉

◆国慶節の国内消費4.9%増

中国商務部は、国慶節休暇(10月1～8日)の小売・外食売上高が1兆6,000億元となり、1日あたり平均売上高は前年より4.9%増になったと発表した。

各地で実施された様々な販促キャンペーンが自粛の反動からくる「リベンジ消費」を後押しし、自動車、スマート家電、宝飾品などの高級価格帯商品の売上高が大幅増となるなど消費の拡大に繋がった。

前年同期比で2桁伸びた地域には、寧波市(18.8%増)、北京市(18.6%増)、甘肅省(14.4%増)、上海市(13.7%増)、海南省(12.5%増)などがあがった。

◆国慶節 国内旅行に賑わい戻る

中国観光研究院(文化・観光部の外郭)によると、国慶節休暇の国内旅行者数は延べ6億3,700万人となった。今年は国慶節に中秋節(旧暦8月15日)が重なり、前年より1日長い8連休となる中、国内旅行者数は前年の連休の79%まで回復した。観光地の入場制限を最大許容人数の75%まで緩和し、1,500カ所余りの観光地で入場料の無料化・割引が実施され、旅行者の増加に繋がった。

密の回避で移動手段を鉄道からマイカー・レンタカーにシフトする傾向が見られ、家族や友人など少人数での旅行が増えた。

国内観光収入は4,665億6,000万元となり、前年の連休の69.9%まで戻った。労働節5連休(5月1～5日)の国内観光収入475億6,000万元と比較すると約10倍伸び、経済の回復傾向が鮮明となった。

◆国慶節後に新たなコロナ感染者 2ヵ月ぶり

10月11日23時の時点で、青島市で新たな新型コロナウイルス感染者6人と無症状感染者6人が確認された。入国者以外の新規感染は8月中旬以降2ヵ月ぶりで、全青島市民(約950万人)を対象に5日間のハイペースでPCR検査が実施される。

国慶節連休で青島市を訪れた観光客は約450万人に上るとされ、感染拡大が懸念されている。

◆1～9月のGDP プラス成長に

中国国家统计局は10月19日、第3四半期(7～9月)のGDP成長率が、第2四半期(4～6月)の3.2%増から1.7ポイント上昇の4.9%増になったと発表した。1～9月のGDPは前年同期比0.7%増と上半期がマイナス成長だったのに対し、微増だがプラス成長となった。

中国はいち早くコロナの封じ込めに成功しており、今回のデータでコロナ発生前の水準まで中国経済が回復しつつあることを示した。

工業生産額

第3四半期の工業生産額は5.8%増。トラック、掘削機、集積回路、産業用ロボットなどが2ケタ伸びた。

固定資産投資

1～9月の固定資産投資(農業を除く)は、前年同期比0.8%増だった。インフラ投資が0.2%増となるなど、1～8月の0.3%減から持ち直した。

消費財小売総額

第3四半期の消費財小売総額は、前年同期比0.9%増となった。コロナ感染の回避から消費の回復が遅れていたが、第2四半期の3.1%減からプラス成長に転じた。

◆中国輸出管制法 12月1日施行

中国のハイテク製品などの輸出管理を強化する「中国輸出管制法」が全人代常務委員会で可決された。12月1日に施行される。

同法は、安全保障などを理由に企業の輸出を禁じることができ、米国によるファーウェイなど中国企业への禁輸に対して報復が可能となる。

管制品目の対象となる軍・民生用のデュアルユース品目については、現行法においても輸出許可証が必要となっているが、本法の施行に合わせて、品目リストの見直しが進められる可能性があるほか、ユーザーリスト(ブラックリスト)が新たに公布される可能性もあり、動向を注視する必要がある。

管理品目に該当する中国製品を輸入し付加価値をつけたものを再輸出する場合も、中国政府の許可が必要になる可能性(第45条)があり、日本企業への影響も懸念されている。

◆1-9月のCPI 3.3%上昇

1-9月、消費者物価指数(CPI)は前年同期比3.3%上昇し、上半期より上昇幅は0.5ポイント下落となり、2020年の抑制目標3.5%前後を下回った。都市では3.1%上昇、農村では4.1%上昇となった。

分類別で見ると、食品・たばこ・酒類の価格は前年同期比10.9%上昇、衣類0.2%下落、住居0.3%下落、生活用品およびサービス0.1%上昇、交通・通信3.5%下落となった。

1-9月、工業生産者物価指数(PPI)は前年同期比2.0%下落し、内需回復にはまだ時間を要する見込み。

◆9月のCPIは1.7%増 豚肉価格落ち着く

9月のCPIは前年同月比1.7%上昇し、伸び幅は2ヵ月連続で縮小となった。1月のCPIは前年同月比5.4%まで上昇し、更に洪水被害で食品価格が高止まりしていたが、コロナ禍の需要減による衣服、交通・通信、住居の下落に加えて、豚肉の供給が戻り食品価格が下がったことでCPIが抑制された。

◆9月の訪日外客数、回復の兆し

日本政府観光局(JNTO)は9月の訪日外客数が前年同期比99.4%減の1万3,700人となったと発表した。単月の1万人越えは6ヵ月ぶり。中国人訪中客数は3,000人と8月の1,600人から倍増した。

コロナウイルス感染拡大の影響で、4月以降国際便が激減している状況が続いているが、シンガポール、韓国など一部の国との間で「ビジネストラック」の運用が始まるなど、往来の緩和が進んでいる。日中間も、早ければ月内にビジネス関係者の早期往来再開に向けた合意がされる見通しで、早期訪日外客数の回復が期待される。

◆中国から日本への渡航、PCR検査不要に

日本の外務省は10月30日、中国(香港、マカオ含む)を含む11ヵ国・地域に対する感染症危険情報のレベルを3から2に引き下げ、これに伴いこれら地域からの入国者に対する新型コロナウイルス検査(PCR検査)を11月1日より原則不要にするとした。

一方、入国時の検疫を担当する厚生労働省では、入国後の14日間待機の方針を変更しておらず、ビジネス目的以外での往来には制限が残ったままとする。

◆日本から中国への渡航 抗体検査も必要に

中国駐日本国大使館は、国籍を問わず日本から中国への直行利用者に対してPCR検査と抗体検査の両方の陰性証明(ダブル陰性証明)を提示して搭乗することが11月8日より義務付けられる。

搭乗2日前以内(検体採取日から起算)に発行されたダブル陰性証明の提示が必要になる。PCR検査では現状の3日前(72時間)以内から更に厳格になった。ダブル陰性証明は中国大使館などが指定する書式(フォーマット)を使用し、搭乗手続きの際、原本と写しを航空会社に提示しなければならない。

<11月8日からの変更点>

- ・従来のPCR検査に加え、抗体検査の検査結果(陰性証明)の提示も必要
- ・陰性証明が検査機関による任意書式から中国駐日本国大使館の指定書式に変更
- ・上記変更に伴い指定検査機関も変更
⇒指定検査機関の除外や追加があるため、最新のリストを確認する必要あり。
⇒除外された指定検査機関を予約していた場合、11月8日以降の渡航では無効に。

◆中国2035年までに自動車を電動化

中国自動車エンジニア学会(中国汽車工程学会)は10月27日、「省エネ・新エネ車技術ロードマップ2.0」を発表した。

2035年までに新車販売する全車種を環境対応車に切り替え、50%を新エネ車(EV、PHV、FCV)、残り50%をハイブリッド車(HV)に方針だ。

新エネ車が新車販売に占める比率を2019年の5%から2025年に20%前後、2030年に40%、2035年に50%超まで段階的に高めるとする。

2035年までに新エネ車の新車販売のうちピュアEVの比率を95%超にする一方、燃料電池車の保有台数を100万台にするとしており、商用車では燃料電池車の普及を目指すと言われた。

HV機能がない従来の内燃機関車は2035年を目処に製造・販売を停止するとの見方がある一方、EVでは全ての内燃機関車を代替できないとの見方もある。

ロードマップは自動車産業を主管する工業情報化部の指導による作成とされているが、今後発表される政策にロードマップがどのように影響を与えるかが注目される。

中国経済データ

<ご注意>

伸率は前年同期比を%で表示。減少は▲または-で表示。速報値と確定値が混在しているため、不確定なデータが含まれている。

日本の対中貿易(日本側統計)

単位: 億円、%

年月	輸出		輸入		差引	
	金額	伸率	金額	伸率	金額	備考
2013年	126,252	9.7	176,600	17.4	▲50,348	赤字拡大
2014年	133,815	6.0	191,765	8.6	▲58,238	赤字拡大
2015年	132,293	▲1.1	194,204	1.3	▲57,950	赤字縮小
2016年	123,619	▲6.5	170,164	▲12.4	▲46,544	赤字縮小
2017年	148,910	20.5	184,387	8.4	▲35,477	赤字縮小
2018年	159,010	6.8	191,871	3.9	▲32,861	赤字縮小
2019年	146,814	▲7.7	184,337	▲3.9	▲37,523	赤字拡大
2020年10月	14,578	10.2	15,355	▲3.7	▲777	赤字縮小
2020年1-10月	121,649	1.7	142,155	▲7.2	▲20,506	赤字縮小

出所: 日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

10月の国・地域別の貿易

単位: 億円、%

		金額		構成比	
		金額	伸率		
輸出	総額	65,661	100.0		
	内訳	アメリカ	12,993	19.8	
		E U	5,992	9.1	
		アジア	36,919	56.2	
		うち中国	14,578	22.2	
輸入	総額	56,932	100.0		
	内訳	アメリカ	6,008	10.6	
		E U	6,389	11.2	
		アジア	30,148	53.0	
		うち中国	15,355	27.0	

出所: 日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

10月の主な増減品目

単位: %, ポイント

		品目	伸率	
			伸率	寄与度
輸出	増加	1 半導体等製造装置	29.0	1.5
		2 自動車	22.4	1.2
		3 プラスチック	19.2	1.1
輸出	減少	1 有機化合物	▲35.9	▲1.6
		2 半導体等電子部品	▲16.1	▲1.2
輸入	増加	1 電算機類(含周辺機器)	23.5	1.9
		2 織物用糸・繊維製品	41.0	1.2
		3 音響映像機器(含部品)	19.0	0.7
	減少	1 衣類・同付属品	▲21.6	▲2.4
		2 通信機	▲12.8	▲1.9
		3 電算機類の部分品	▲28.3	▲0.5

出所: 日本・財務省

名古屋税関管内の対中貿易

単位: 億円、%

年月	輸出			輸入			差引	
	金額	伸率	全国比	金額	伸率	全国比	金額	備考
2013年	23,913	16.1	18.9	20,971	7.5	11.9	2,942	黒字拡大
2014年	25,217	5.5	18.8	22,515	7.4	11.7	2,702	黒字縮小
2015年	24,687	▲2.1	18.7	23,725	5.4	12.2	962	黒字縮小
2016年	23,614	▲4.3	19.1	20,674	▲13.0	12.2	2,940	黒字拡大
2017年	28,271	19.7	19.0	21,863	5.8	11.9	6,408	黒字拡大
2018年	30,687	8.6	19.3	23,639	8.1	12.3	7,048	黒字拡大
2019年	28,217	▲8.0	19.2	22,086	▲6.6	12.0	6,131	黒字縮小
2020年10月	2,941	12.5	20.2	1,706	▲4.3	11.1	1,235	黒字拡大
2020年1-10月	23,775	3.5	19.5	15,688	▲15.6	11.0	8,087	黒字拡大

出所: 名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

*名古屋税関管内 国際貿易港: 名古屋港、三河港、衣浦港、清水港、田子の浦港、御前崎港、四日市港、尾鷲港、津港
国際空港: 中部空港、静岡空港

10月の国・地域別の貿易

単位: 億円、%

		金額		構成比	
		金額	伸率		
輸出	総額	16,610	100.0		
	内訳	アメリカ	4,618	27.8	
		E U	1,958	11.8	
		アジア	6,384	38.4	
		うち中国	2,941	17.7	
輸入	総額	6,599	100.0		
	内訳	アメリカ	600	3.6	
		E U	667	4.0	
		アジア	3,849	23.2	
		うち中国	1,706	10.3	

出所: 名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

10月の主な増減品目

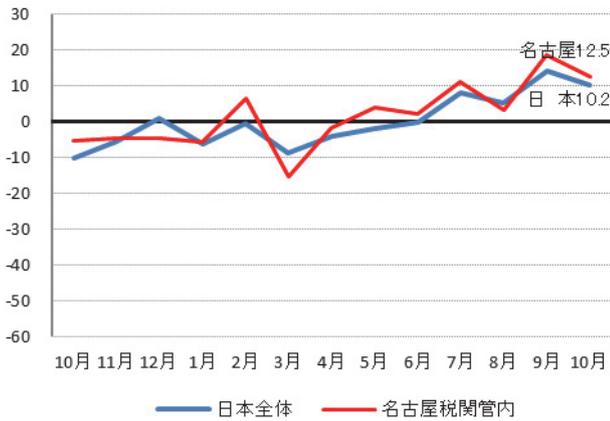
単位: %, ポイント

		品目	伸率	
			伸率	寄与度
輸出	増加	1 自動車	119.0	3.8
		2 自動車の部分品	8.2	1.6
輸出	減少	1 有機化合物	▲47.8	▲1.1
		1 がん具及び遊戯用品	231.5	4.9
輸入	減少	1 衣類及び同付属品	▲24.3	▲3.3

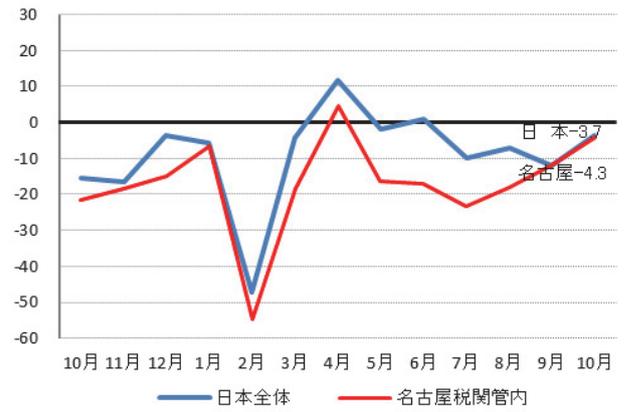
出所: 名古屋税関

日本と名古屋税関管内の対中貿易の比較

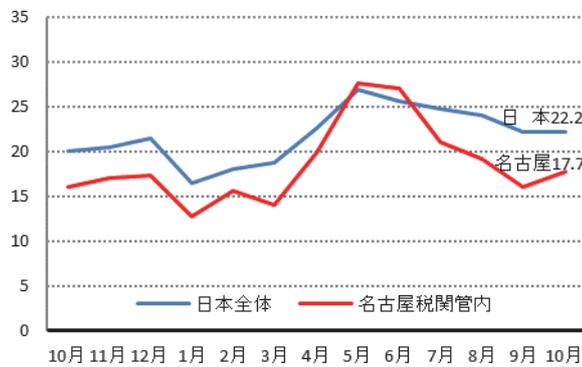
中国への輸出額の月別伸率(%)



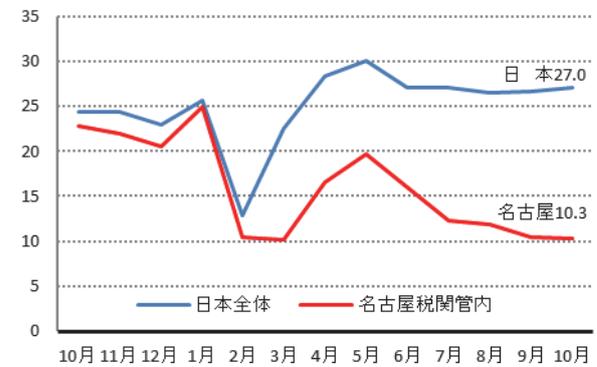
中国からの輸入額の月別伸率(%)



日本の輸出における中国構成比の推移(%)



日本の輸入における中国構成比の推移(%)



中国の貿易

単位：億ドル(金額)、% (伸率)

年月	輸出		輸入	
	金額	伸率	金額	伸率
2014年	23,427	6.1	19,602	0.4
2015年	22,766	▲2.8	16,821	▲14.1
2016年	20,974	▲7.7	15,875	▲5.5
2017年	22,635	7.9	18,410	15.9
2018年	24,874	9.9	21,356	15.8
2019年	24,984	0.5	20,769	▲2.8
2020年10月	2,372	11.4	1,787	4.7
2020年1-10月	20,486	0.5	16,641	▲2.3

出所：中国税関総署

中国の外資導入

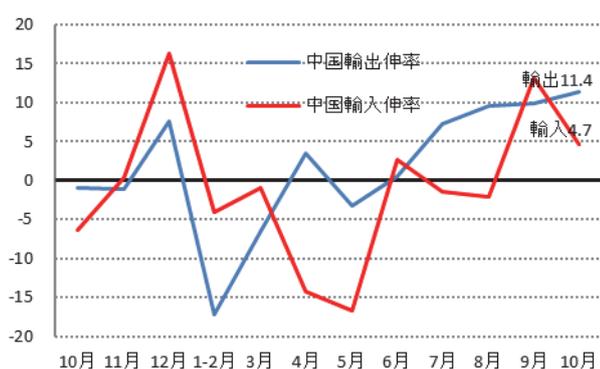
単位：件(件数)、億ドル(金額)、% (伸率)

年月	件数		実行ベース金額	
	件数	伸率	金額	伸率
2014年	22,773	4.4	1,195.6	1.7
2015年	23,778	11.8	1,262.7	5.6
2016年	26,575	5.0	1,224.3	▲3.0
2017年	35,652	27.8	1,305.2	6.6
2018年	60,533	69.8	1,349.7	3.0
2019年	40,888	▲32.5	1,381.4	2.4
2020年10月	N/A	N/A	118.3	18.4
2020年1-10月	N/A	N/A	1,150.9	3.9

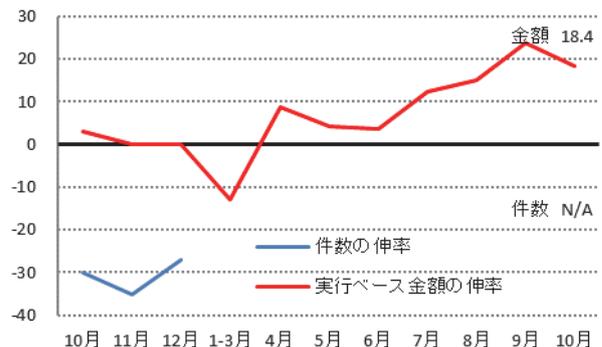
出所：中国商務部 ※金融セクターを除く。

(一部、商務部のデータを参考に独自算出)

中国対外貿易の月別伸率(%)



中国外資導入の月別伸率(%)



中国の物価動向

消費者物価指数CPI (%)

	10月	1-10月
消費者物価指数	0.5	3.0
うち都市	0.5	2.8
農村	0.4	3.7
うち食品	2.2	13.0
食品以外	0.0	0.4
うち消費財	0.6	4.4
サービス	0.3	0.6

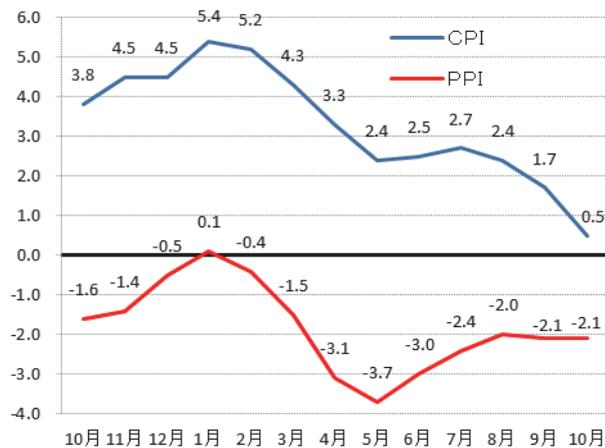
出所：中国国家統計局

工業生産者物価指数PPI (%)

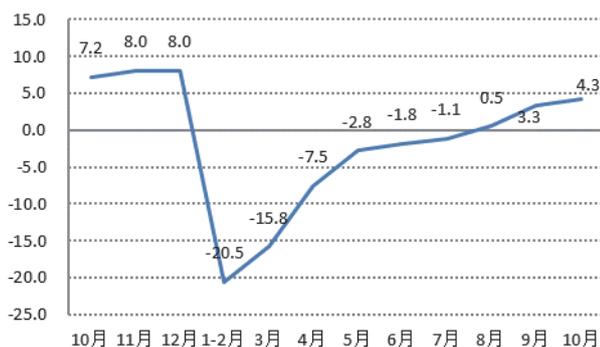
	10月	1-10月
工業生産者物価指数(PPI)	▲2.1	▲2.0
うち生産資材	▲2.7	▲3.0
うち採掘	▲5.1	▲5.9
原材料	▲6.0	▲6.1
加工	▲1.2	▲1.5
生活資材	▲0.5	0.7
うち食品	0.8	3.4
衣類	▲1.7	▲0.9
一般日用品	▲0.7	▲0.3
耐久消費財	▲1.8	▲1.8
工業生産者仕入物価指数	▲2.4	▲2.6
うち燃料、動力類	▲9.9	▲8.6

※工業生産者物価指数(PPI) = 出荷価格指数 = 卸売指数
出所：中国国家統計局

CPIとPPIの月別推移(%)



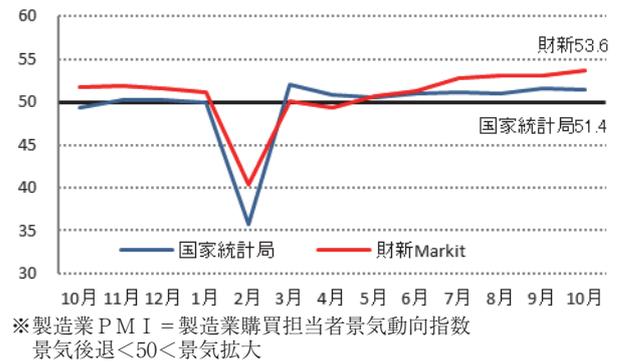
中国の消費財小売総額の伸率(%)



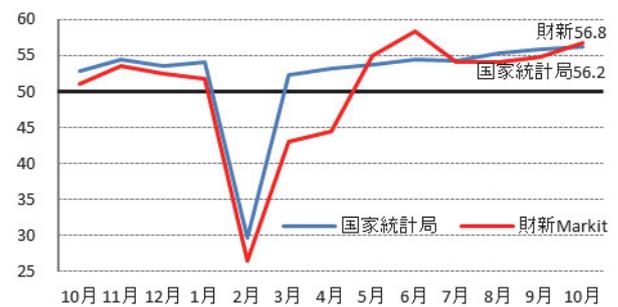
出所：中国国家統計局

中国の景気先行指数

製造業PMI



非製造業(サービス業)PMI



中国の固定資産投資

1-10月分の固定資産投資

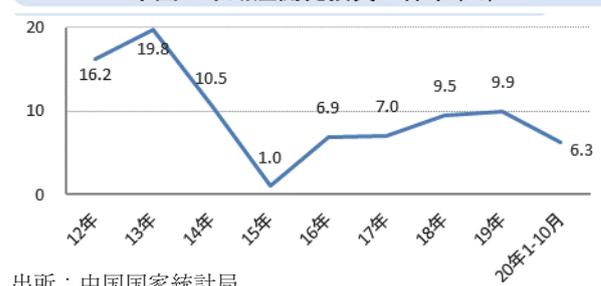
		投資額(億元)	伸率(%)
固定資産投資		483,292	1.8
産業別	第一次	11,861	17.3
	第二次	138,736	▲2.1
	第三次	332,695	3.0
地域別	東部	N/A	3.0
	中部	N/A	▲2.4
	西部	N/A	4.0
	東北	N/A	3.7

固定資産投資の伸率(%)



出所：中国国家統計局

中国の不動産開発投資の伸率(%)



出所：中国国家統計局

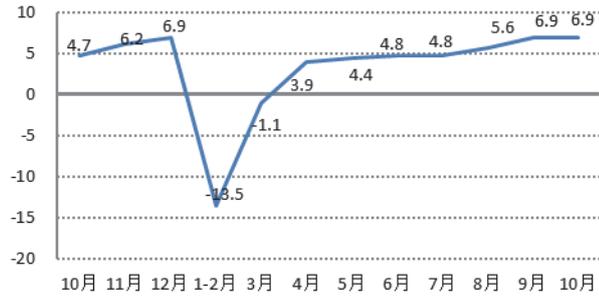
中国の工業

工業付加価値の伸率(%)

	10月	1-10月
一定規模以上の工業生産	6.9	1.8
内訳 鉱業	3.5	▲0.2
製造業	7.5	2.4
電気・ガス・熱・水生産供給業	4.0	1.1
内訳 国有企業	5.4	1.4
株式制企業	6.9	2.1
外資系企業	7.0	1.0
私営企業	8.2	2.8

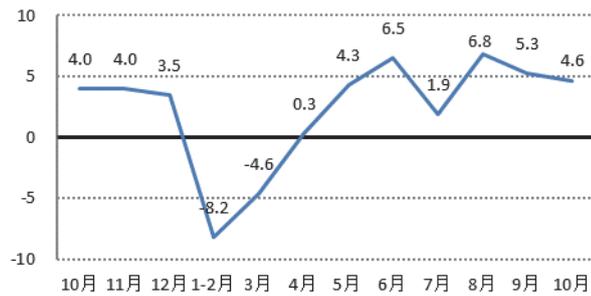
出所：中国国家統計局

一定規模以上の工業付加価値の月別伸率(%)



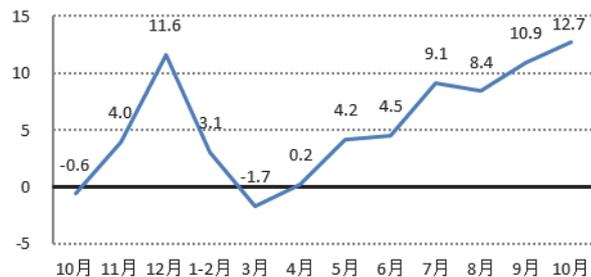
出所：中国国家統計局

一日当たりの発電量の月別伸率(%)



出所：中国国家統計局

粗鋼生産量の月別伸率(%)



出所：中国国家統計局

中国の財政収入の伸率(歳入、%)



出所：中国財政部

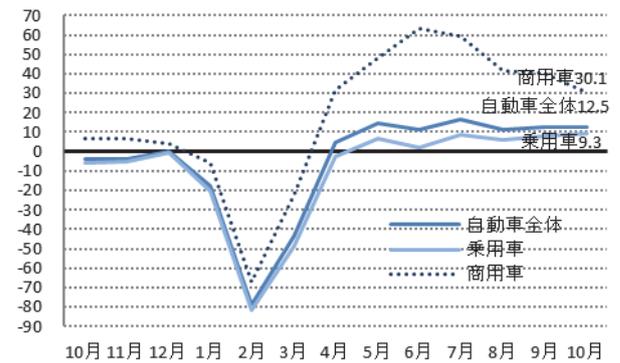
中国の自動車販売台数

万台

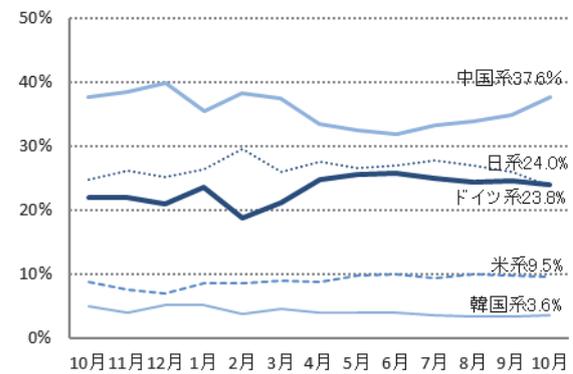
年月	自動車	
	乗用車	商用車
2014年	2,349	379
2015年	2,460	345
2016年	2,803	365
2017年	2,887	416
2018年	2,808	437
2019年	2,576	432
20年10月	257	46
20年1-10月	1,970	420

出所：中国汽车工業協会 ※中国国産車のみ。輸入車を含まず。

自動車販売台数の月別伸率(%)

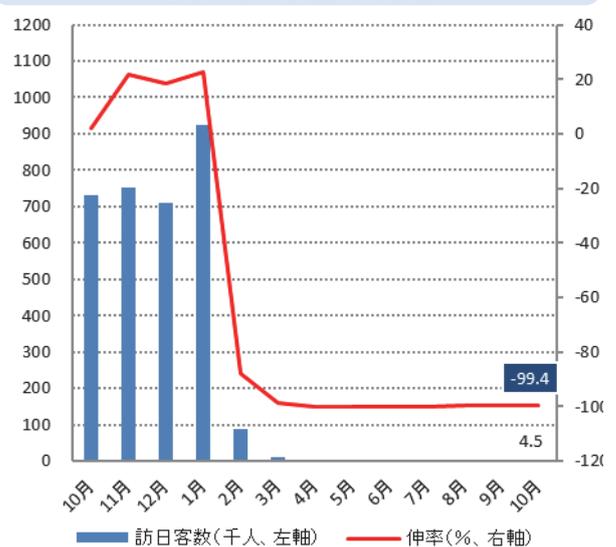


日系乗用車のシェア推移(%)



出所：乗用車市場情報協会の

中国からの訪日旅行客数



出所：日本政府観光局